

# 市道平戸第486号線(別所地区(その2)) 道路整備事業に伴う 道路設計・用地補償説明会

## － 議 事 要 旨 －

道路局建設部建設課では、昨年度より、市道平戸第486号線のうち、別所町交番付近から別所IC入口付近までの区間について道路拡幅事業に着手し、測量及び道路設計等を実施いたしました。このたび、その成果をもとに作成した道路設計の概要及び用地取得や物件補償について、沿道の土地・建物を所有する方々を対象とした説明会を開催しました。

### 1 開催状況

- (1) 日 時：第1回説明会 平成30年9月19日(水) 午後7時～8時30分  
第2回説明会 平成30年9月22日(土) 午前10時～11時30分
- (2) 場 所：別所コミュニティハウス
- (3) 内 容：道路設計の概要について  
用地取得、物件補償について

### 2 主な質問応答

#### (1) 事業に関すること

Q1 道路が拡幅されると、これまでより車が道路を走りやすくなるため、走行速度が上が  
り、交通量も増えると考えられる。通学路での安全確保についてどう考えているか。

A1 道路の両側に歩道を整備し、車と歩行者を分けることで、歩行者の安全性は向上する  
と考えている。また、歩行者を守る安全施設として車止めやガードパイプなどを適切に  
配置する。

Q2 歩道が新たに整備されると、自転車が歩道を通ることとなり、歩行者との接触事故が起  
きる危険が出てくる。

A2 自転車は原則として車道走行となるが、自転車の運転手が身の危険を感じた際には、  
歩道走行することが出来る。

なお、平成29年3月に策定した「自転車通行環境整備指針」に基づき、路面表示や標  
識を設置し、歩道は歩行者優先であることが分かるよう明示するなど、工夫していく。

Q3 事業は平成35年3月に完了するのか。

A3 事業期間は平成35年3月となっているが、これは、概ね5年程度で安全な歩行空間  
が確保できるなど、事業化した効果を感じて頂けるよう進めていく目標年次です。  
事業が完了しない場合は期間を延伸します。

Q4 一人の権利者の反対により、事業がすべて止まってしまうのか。

A4 事業効果を速やかに感じて頂けるよう、南土木事務所と連携し、用地をお譲り頂いた  
所から仮の舗装や車止めなどを設置し、安全な歩行空間を確保していく。

## (2) 道路設計に関すること

Q1 道路の拡幅する方向を教えてください。

A1 説明会資料P9～11に緑色の矢印で拡幅する方向を示している。

Q2 東側交差点は、道路工事と併せて信号の位置も改善されるのか。現在、別所5丁目方面から交差点に入る際、信号機が見えず危険である。

A2 信号の位置も改善し、信号機が見えるようにしていく。

詳細については、今回頂いた意見も踏まえて、神奈川県警察と協議を進める。

Q3 東側交差点について、後続車両が詰まるため、向田橋方面からの車線にも右折レーンが必要ではないか。

A3 別所小学校方面への抜け道となるので、設置しないことを考えている。

今回頂いた意見も踏まえて、神奈川県警察と協議を進める。

Q4 西側交差点付近について、南側のみの拡幅となっているが、北側へは拡幅しないのか。

A4 本事業の拡幅方向（計画線）は、建築確認時において、皆様に指導を行ってきた都市計画道路汐見台平戸線の都市計画決定線を基に決めている。加えて、北側へ拡幅すると別所小学校へ向かう道路の勾配が今より更に急になる。以上のことから、現在の計画としている。

Q5 現況道路に車庫が面している。道路拡幅に伴い段差ができるなど車の出入りに支障がないか心配だ。

A5 個別に道路計画の位置や高さをお示しする。また、段差が生じる場合には、工事で解消できないかお話し合いをしながら進めていく。

Q6 雨が降ると道路から宅地に雨水が流れ込んでくることがあるが、道路拡幅により改善されるのか。

A6 道路内で雨水を処理するように改善するが、本事業区間の西側は道路の勾配が急なため、大雨の際には、道路と歩道の上に設置している街渠雨水柵で水処理しきれず、乗り越えてしまうことがある。そのような箇所には、柵を2連続で設置するなど、工夫しながら設計を進めていく。

### (3) 用地取得、物件補償に関すること

Q1 所有している土地や建物が道路拡幅の対象になるかは、書面などで通知が来るのか。

A1 横浜市から連絡することを基本とするが、先に調査などのご希望がある場合には、問合せ先まで連絡を頂きたい。

Q2 用地買収に伴い、残った土地の価値が下がる場合は補償されるか。

A2 土地の調査を行う際に、取得させて頂く土地と残った土地の価値減についても調査し、補償する。

Q3 用地買収に伴い、残った土地で建物の建直しを計画した際に、既存の建ぺい率と容積率が適用されるのか。それとも市の事業に協力したことから、優遇措置などあるのか。

A3 建ぺい率と容積率については建築基準法上の優遇措置はありません。

Q4 用地買収に伴い、残った土地では小さく再建が難しい場合に、隣の土地を代替え地として頂くことは可能か。

A4 個別協議の際に、希望する土地を確認し、その旨を相手方（隣の土地所有者）に伝えます。相手方の意見もある事なので、うまくいかないことも多いが、調整させて頂く。

### (4) その他

Q1 道路拡幅が完了したら、横浜横須賀道路の別所ⅠCと平戸486号線の大型規制は解除されるのか。

A1 別所ⅠCの大型規制については、関知していません。

平戸486号線の大型規制については、南警察署から道路拡幅後に地元の皆様方の意見を尊重し決めていくと伺っている。

Q2 南土木事務所の事業中区分について、残りの用地取得予定を教えてください。

A2 南土木事務所と建設課（用地担当）で連携して一日早く整備効果を出そうとしていますが、用地取得の目途は立っていません。

Q3 整備までの間、東側交差点に別所五丁目から来た車両用のカーブミラーを設置して欲しい。

A3 所管である南土木事務所にご要望を伝える。

しかし、別所五丁目方向から来る道路は幅員が狭く、設置すると車がぶつかる可能性がある。また、カーブミラーを頼りに走りすぎると、歩行者と接触するなど、設置したことにより、安心して、逆に危険になることがある。

Q4 西側交差点について、当該交差点は正しい十字の交差点ではなく、Y字の交差点のままであり、危険性は変わらない。警察と協議し、信号を時差式にするなど歩行者の安全を考えた信号にして欲しい。

A4 今回頂いた意見も踏まえて、神奈川県警察と協議を進める。

### 3 説明会の様子

9月19日(水)



9月22日(土)

